

第2回石垣市放課後利用可能教室等 活用指針策定委員会説明資料

石垣市教育委員会

いきいき学び課

平成29年12月20日(水)

指針に盛り込む内容(案)

～はじめに～

I 目的

II 現状

1. 児童生徒の動向
2. 学校別放課後利用可能教室等
3. 放課後等の活用事例

III 放課後利用可能教室等活用指針

1. 指針の基本的な考え方

(1) 適用範囲

(2) 学校教育に支障のない範囲の活用

2. 放課後利用可能教室等の定義

3. 活用団体等の範囲

4. 活用にあたって配慮すべき点

(1) 学校内の安全確保

(2) 使用許可条件等

(3) 経費負担

(4) 学校教職員の関わり

5. 利用団体との連携

第1回・第2回委員会で
審議・承認

第2回・第3回委員会で
審議・承認

Ⅲ3 活用団体等の範囲

• Ⅲ3 活用団体等の範囲

①放課後子ども教室

学校・家庭、学校・部活の隙間時間を活用し、学習、体験、交流活動などを実施する放課後子ども教室

またはこれに類する地域主体の教室を主宰・
主管する団体 ※いきいき学び課所管

Ⅲ3 活用団体等の範囲

- Ⅲ3 活用団体等の範囲

- ②放課後児童(学童)クラブ

放課後、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う児童を対象に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を行うためのもの。

※児童家庭課所管

活用にあたって配慮すべき点

- (1)学校内の安全確保

利用団体は

- ◆学校が行う安全対策・避難経路等を確認
- ◆施設内での名札等着用を義務化
- ◆不審者対策など学校施設内の安全確保を率先して実施
- ◆学校・利用団体等との非常時通用や連携体制についても事前に確認

4. 活用にあたって配慮すべき点

- (2)使用許可条件等

- ①石垣市学校施設の使用料に関する条例
石垣市学校施設の使用に関する規則に
基づき使用許可申請等を行う

- ◆使用許可書とは別に、利用に関する協定を
締結

4. 活用にあたって配慮すべき点

• (2)使用許可条件等

②使用許可があつた場合でも、恒久的に利用可能とはならない

◆使用許可があつた場合でも、直ちに復元が可能であること→改修不可

◆使用許可の期限内でも使用許可を取り消す場合あり

4. 活用にあたって配慮すべき点

- (3)経費負担

- ①電気代等維持管理に係る経費については、
協定書に明示
- ②使用期間終了時等は、施設を使用前の状態
に回復すること

4. 活用にあたって配慮すべき点

• (4)学校職員の関わり

- ◆平成26年7月文科省・厚労省の連名の通知に、放課後子ども総合プランの実施の際には、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細やかな対応をすること。

→全国的にも課題となっている学校職員の多忙化の状況を鑑み、できる限り負担のないよう運営。

今後の流れ

●石垣市小学校放課後利用可能教室等活用指針策定スケジュール

項目	11月					12月					1月					2月					3月				
	1w	2w	3w	4w	5w	1w	2w	3w	4w	5w	1w	2w	3w	4w	5w	1w	2w	3w	4w	5w	1w	2w	3w	4w	5w
1 委員会設置等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>第1回委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・指針の考え方 ・見出し審議 ・原案審議(はじめに～Ⅲ2定義まで) ・アンケート報告 ・策定スケジュール </div> <div style="width: 45%;"> <p>第2回委員会</p> <p>審議：原案承認(はじめに～Ⅲ2定義まで)</p> <p>原案審議：Ⅲ3～5</p> </div> </div>																								
2 委員会開催	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>第3回委員会</p> <p>審議：原案Ⅲ～5</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>第4回委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長会意見聴取の報告 ・審議、承認：指針全体 </div> </div>																								
① 第1回委員会・委嘱状交付	11/28																								
② 関係部局調整																									
③ 第2回委員会	12/20																								
④ 関係部局調整																									
⑤ 第3回委員会	1/23																								
⑥ 校長会意見聴衆	2/15																								
⑦ 第4回委員会	2/22																								
3 指針策定	策定																								